

第4号様式（第4条第1項関係）

情報一部公開決定通知書

伊東市指令教生第155号

平成27年11月20日

森 篤 様

伊東市教育長 内山 義夫 印

平成27年11月10日付けで請求のあった情報の公開については、伊東市情報公開条例第9条第1項の規定により次のとおり公開することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

情報の名称	江戸城石垣石丁場跡の史跡指定に係る意見具申書及び添付資料
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 郵送)
公開の日時	平成27年11月24日10時
公開の場所	伊東市教育委員会生涯学習課
公開しない部分	個人に関する情報及び法人活動情報
公開しない理由	伊東市情報公開条例第6条第1号及び第2号に該当
※公開しない部分の情報を公開することができる期日	年 月 日
手数料	<input checked="" type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料(円)
費用	(白黒 40枚×10=400円) <input checked="" type="checkbox"/> 写し作成 (カラー 12枚×30=360円) <input type="checkbox"/> 送付(円相当の切手) 合計 760円
担当	伊東市教育委員会生涯学習課 文化財担当 杉山宏生 電話 32-1963
備考	

- (注) 1 情報の公開を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。
 2 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課へ連絡してください。
 3 「※公開しない部分の情報を公開することができる期日」については、あなたが請求した情報について、公開しない理由がなくなる期日があるものについてだけ記載されていますので、その時点で情報の公開を希望される場合は、その日以降に改めて請求してください。

- 4 写しの送付を希望する方は、写しの作成費用については現金又は定額小為替証書を、送付については相当する額の切手を送付してください。
- 5 手数料の納付が必要となる方で写しの送付を希望する方は、現金又は定額小為替証書を前項の費用と一緒に送付してください。
- 6 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、伊東市長に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。